

改正案	行
<p>別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（略）</p> <p>注1～24 （略）</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結している場合は、その契約の内容（第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号）を記載すること。</p> <p><u>(7) 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者）との間における終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該</u></p>	<p>別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（略）</p> <p>注1～24 （略）</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。</p>

終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

ア 当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通信局長をいう。）を同じくするMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

イ 当該特定基地局の通信区域（当該特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域をいい、包括免許に係る特定基地局にあつては、当該包括免許に係る無線設備を設置しようとする区域をいう。エにおいて同じ。）に係る都道府県内を常置場所とする構内無線局

ウ 簡易無線局

エ 当該終了促進措置に係る協議の申入れがあつた特定小電力無線局（特定基地局の通信区域に係る都道府県内で運用しているものに限る。）

(8)～(11) （略）

26～29 （略）

(7)～(10) （略）

26～29 （略）

改正案

現行

（空中線電力の許容偏差）
 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に
 従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（空中線電力の許容偏差）
 第十四条 （同上）

十 第四 十九 条の 六に 定め る 携帯 無線 線通 信の 中継 を行 う 無線 局 （基 地 局と 陸上 移動 局と の携 間）	陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	八七	（略）	（略）	許 容 偏 差
		八七	（略）	（略）	
十 第四 十九 条の 六に 定め る 携帯 無線 線通 信の 中継 を行 う 無線 局 （基 地 局と 陸上 移動 局と の携 間）	陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	五〇	（略）	（略）	許 容 偏 差
		五九	（略）	（略）	

十 第四 十九 条の 六に 定め る 携帯 無線 線通 信の 中継 を行 う 無線 局 （基 地 局と 陸上 移動 局と の携 間）	陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	八七	（略）	（略）	許 容 偏 差
		八七	（略）	（略）	
十 第四 十九 条の 六に 定め る 携帯 無線 線通 信の 中継 を行 う 無線 局 （基 地 局と 陸上 移動 局と の携 間）	陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	五〇	（略）	（略）	許 容 偏 差
		五九	（略）	（略）	

<p>十一 符 号分割 多元接 続方式 携帯無 線通信 及び時 分割・ 符号分</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の三に定める基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の三に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線</p>	<p>備 送信設 。の 下同じ う。以 局をい 動中継 陸上移 局又は 上移動 行う陸 中継を 、その な場合 不可能 通信が 帯無線</p>	<p>を除く。)の送信設備(七七八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p>	<p>帯無線 通信が 不可能 な場合 、その 中継を 行う陸 上移動 局又は 陸上移 動中継 局をい う。以 下同じ 。の 送信設 備</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備(七七八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。)であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>帯無線 通信が 不可能 な場合 、その 中継を 行う陸 上移動 局又は 陸上移 動中継 局をい う。以 下同じ 。の 送信設 備</p>	<p>を除く。)の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p>
				五九	八七	五九	六二
				六一		六一	

<p>十一 符 号分割 多元接 続方式 携帯無 線通信 及び時 分割・ 符号分</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の三に定める基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の三に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線</p>	<p>備 送信設 。の 下同じ う。以 局をい 動中継 陸上移 局又は 上移動 行う陸 中継を 、その な場合 不可能 通信が 帯無線</p>	<p>を除く。)の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p>	<p>帯無線 通信が 不可能 な場合 、その 中継を 行う陸 上移動 局又は 陸上移 動中継 局をい う。以 下同じ 。の 送信設 備</p>	<p>を除く。)の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>帯無線 通信が 不可能 な場合 、その 中継を 行う陸 上移動 局又は 陸上移 動中継 局をい う。以 下同じ 。の 送信設 備</p>	<p>を除く。)の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p>
				五九		五九	
				六一		六一	

割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	
	<p>局をいう。以下同じ。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度(拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ)が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>(五) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(六) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信</p>

割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	
	<p>局をいう。以下同じ。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度(拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ)が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>(五) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(六) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信</p>

<p>設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備</p>	<p>八七 四七</p>
<p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分</p>		

<p>設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備</p>	<p>八七 四七</p>
<p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分</p>		

<p>割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>（一） 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>（二） 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>（三） 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号</p>	<p>七二八 MHzを超え七四八MHz以下</p> <p>波数の電波を送信する場合</p> <p>その他</p> <p>四八</p> <p>五八</p>
---	--	--

<p>割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>（一） 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>（二） 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>（三） 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>（四） 第四十九条の六の五に定める時分の試験のための通信等を行う無線局の送</p>	<p>四八</p> <p>五八</p>
---	--	---------------------

<p>速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下のも</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>七二八 MHzを超 え七四 八MHz以 下の周 波数の 電波を 送信す る場合</p>	
		<p>八七</p>	
		<p>五八</p>	
<p>信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下のも</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備</p>		
		<p>八七</p>	
		<p>四七</p>	

十四シ ンゲル	次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の六の九において無線	十二・十 三 (略)	(略)	(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	その他 の周波 数の電 波を送 信する 場合	八七	四七
				(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
				(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			

十四シ ンゲル	次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の六の九において無線	十二・十 三 (同)	(同上)	(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの		八七	四七
				(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
				(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			

<p>キャリア ア周波 数分割 多元接 続方式 携帯無 線通信 を行う 無線局</p>	<p>設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）</p> <p>(三) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められているシングルキャリアア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（シングルキャリアア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（時分割複信方式を用いるものに限る。）をいう。以下同じ。）の送信設備</p> <p>(四) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(五) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>
---	---

<p>キャリア ア周波 数分割 多元接 続方式 携帯無 線通信 を行う 無線局</p>	<p>設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(三) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められているシングルキャリアア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（シングルキャリアア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（時分割複信方式を用いるものに限る。）をいう。以下同じ。）の送信設備</p> <p>(四) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(五) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(六) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングル</p>
---	--

十五〜十九 (略)	(略)	<p>(六) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式 携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備</p>	<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備 (七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。)</p>	八七	六二
			(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局 (第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz</p>	<p>ア (略) イ (略)</p>	<p>ア (略) イ (略)</p>

十五〜十九 (同上)	(同上)	<p>ルキャリア周波数分割多元接続方式 携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備</p>	(同上)	(同上)
			(同上)	(同上)

2・3 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (同上)

2 (同上)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局 (第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)	<p>八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz</p>	<p>ア (同上) イ (同上)</p>	<p>ア (同上) イ (同上)</p>

		陸上移動局及び陸上移動中継局（第四十九條の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）		陸上移動局及び陸上移動中継局（第四十九條の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）		MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置			
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
イ (略)	ア (略)	イ (略)	ア (略)	イ (略)	ア (略)	イ (略)	ア (略)	イ (略)	ア (略)
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

		陸上移動中継局		陸上移動局及び陸上移動中継局（第四十九條の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）		陸上移動局及び陸上移動中継局（第四十九條の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）		MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	
(同上)		(同上)		(同上)		(同上)		(同上)	
イ (同上)	ア (同上)	イ (同上)	ア (同上)	イ (同上)	ア (同上)	イ (同上)	ア (同上)	イ (同上)	ア (同上)
(同上)		(同上)		(同上)		(同上)		(同上)	

4
 七二八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下又は九一五MHzを超

4
 八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下又は九一五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式

え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八・五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の區別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七六三MHz以上八一三MHz以下を除く) イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(二、〇〇〇MHz以上二・二〇〇MHz以下を除く) ウ 二、〇〇〇MHz以上二、〇〇〇MHz	任意の一〇〇kHz幅で(一)五デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下

携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八・五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (同上)

無線局の種別	受信装置の區別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局			

<p>九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九〇〇MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>MHz以下及び七三MHz以上八〇三MHz以下を除く。</p>	<p>八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>
<p>九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九〇〇MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>MHz以下及び七三MHz以上八〇三MHz以下を除く。</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値</p>
<p>九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九〇〇MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値</p>	<p>任意の三・八四MHz幅で(一)六〇デシベル以下の値</p>

<p>九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九〇〇MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値</p>	<p>八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>
<p>九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九〇〇MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値</p>	<p>任意の三・八四MHz幅で(一)六〇デシベル以下の値</p>
<p>九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九〇〇MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz)</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下</p>	<p>イ 七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値</p>	<p>任意の三・八四MHz幅で(一)六〇デシベル以下の値</p>

二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。	イ 九〇〇MHz以上九一五MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下	ウ 一、〇〇〇MHz以上二、七五GHz以下	任意の三・八四MHz幅で(一)六〇デシベル以下の値

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	七七八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七六三MHz以上八一三MHz以下を除く)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(二、〇〇〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く)	ウ 一、〇〇〇MHz以上二、〇〇〇MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値

二 (同上)

三 (同上)

四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。	イ 九〇〇MHz以上九一五MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下	ウ 一、〇〇〇MHz以上二、七五GHz以下	任意の三・八四MHz幅で(一)六〇デシベル以下の値

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局			

							八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下の周波数の電波を受信する受信装置
ウ	イ	ア	ウ	イ	ア	ウ	イ
MHz 以上二、二〇〇〇	MHz 以上二、二〇〇〇 MHz 以下を除く	MHz 以上九七〇 MHz 以下を除く	MHz 以上二、二〇〇〇 MHz 以下	MHz 以上二、二〇〇〇 GHz 以下	MHz 以上九〇〇 MHz 以下を除く	MHz 以上二、二〇〇〇 GHz 以下	MHz 以上二、二〇〇〇 GHz 以下
(五)ニデシベル以下	任意の一 MHz 幅で (四七)デシベル以下の値	任意の一〇〇 kHz 幅で (一五)七デシベル以下の値	任意の一 MHz 幅で (五)ニデシベル以下の値	任意の一 MHz 幅で (四七)デシベル以下の値	任意の一〇〇 kHz 幅で (一五)七デシベル以下の値	任意の一 MHz 幅で (四七)デシベル以下の値	任意の一〇〇 kHz 幅で (一五)七デシベル以下の値

							八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下の周波数の電波を受信する受信装置
ウ	イ	ア	ウ	イ	ア	ウ	イ
MHz 以上二、二〇〇〇	MHz 以上二、二〇〇〇 MHz 以下を除く	MHz 以上九七〇 MHz 以下を除く	MHz 以上二、二〇〇〇 MHz 以下	MHz 以上二、二〇〇〇 GHz 以下	MHz 以上九〇〇 MHz 以下を除く	MHz 以上二、二〇〇〇 GHz 以下	MHz 以上二、二〇〇〇 GHz 以下
(五)ニデシベル以下	任意の一 MHz 幅で (四七)デシベル以下の値	任意の一〇〇 kHz 幅で (一五)七デシベル以下の値	任意の一 MHz 幅で (五)ニデシベル以下の値	任意の一 MHz 幅で (四七)デシベル以下の値	任意の一〇〇 kHz 幅で (一五)七デシベル以下の値	任意の一 MHz 幅で (四七)デシベル以下の値	任意の一〇〇 kHz 幅で (一五)七デシベル以下の値

陸上移 動局	(略)	二五MHz以下	の値
-----------	-----	---------	----

四 (略)
5 27 (略)

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備(次条及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。)であつて、**七**
一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを
超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一
五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、
四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、
七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え
一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、
一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの(第三項
に規定するものを除く。)は、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備
にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならない。

- 一・二 (略)
- 二・三 (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線
設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局
の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下
欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(七七八MHzを超え七四八MHz以下、
七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五
MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符
号速度が每秒三・八四メガチップのものに限る。)は、次に掲げる条件に適
合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備につい
ては、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
---------	-----

陸上移 動局	(略)	二五MHz以下	下の値
-----------	-----	---------	-----

四 (同上)
5 27 (同上)

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備(次条及び第四
十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。)であつて、**八**
一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを
超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを
超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以
下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを
超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二
、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの(第三
項に規定するものを除く。)は、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設
備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならない。

- 一・二 (略)
- 二・三 (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線
設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局
の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下
欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又
は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては
、拡散符号速度が每秒三・八四メガチップのものに限る。)は、次に掲げる
条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備
については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
---------	-----

<p>基地局の無線設備</p>	<p>七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
<p>陸上移動局の無線設備</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下</p>
<p>符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>

- 一・二 (略)
- 2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。
- 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによって次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

<p>基地局の無線設備</p>	<p>八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
<p>陸上移動局の無線設備</p>	<p>八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下</p>
<p>符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p>	<p>八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>

- 一・二 (同上)
- 2 (同上)
- 一 (同上)

イ 七七八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数
 151 (略)
 二五五 (略)
 3・4 (略)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)
 第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(七七八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの)にあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七七八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式	七七八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え七四八MHz以下

152 (同上)
 二五五 (同上)
 3・4 (同上)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)
 第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの)にあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式携	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHz以下

携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備

MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下、九一五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、拡散符号速度が毎秒三・八メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

イ 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

ロ ヽヘ (略)

二 ヽ六 (略)

三 ヽ五 (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に

帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備

MHzを超え九一五MHz以下、九一五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHzを超え一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

イ ヽホ (同上)

二 ヽ六 (同上)

三 ヽ五 (同上)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 (同上)

掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	<p>七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下</p>
陸上移動局の無線設備	<p>七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下</p>
シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	<p>七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下</p>

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	<p>八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下</p>
陸上移動局の無線設備	<p>八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下</p>
シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	<p>八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下</p>

一・二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 七二八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

ロ 〇ホ (略)

二 〇五 (略)

三 〇四 (略)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。)の条件に適合するものでなければならない。

(表略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

別表第一号(第5条関係)

注 1~30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア~エ (略)

オ 718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え915MHz以下、又は915MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用

イ 〇二 (同上)

二 〇五 (同上)

三 〇四 (同上)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。)の条件に適合するものでなければならない。

(同上)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

別表第一号(第5条関係)

注 1~30 (同上)

31 (同上)

(1) (同上)

ア~エ (同上)

オ 815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え915MHz以下又は915MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多

<p>する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(7)・(4) (略)</p> <p>カ～サ (略)</p> <p>(2)～(18) (略)</p> <p>32～53 (略)</p> <p>別表第二号 (第6条関係)</p> <p>第1～第11 (略)</p> <p>第12</p> <p>1 (略)</p> <p>2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、<u>718MHz zを超え748MHz z以下、773MHz zを超え803MHz z以下、815MHz zを超え845MHz z以下、860MHz zを超え915MHz z以下又は915MHz zを超え960MHz z以下の周波数の電波を使用するもの</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第13～第62 (略)</p>	<p>元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(7)・(4) (同上)</p> <p>カ～サ (同上)</p> <p>(2)～(18) (同上)</p> <p>32～53 (同上)</p> <p>別表第二号 (第6条関係)</p> <p>第1～第11 (同上)</p> <p>第12</p> <p>1 (略)</p> <p>2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、<u>815MHz zを超え845MHz z以下、860MHz zを超え915MHz z以下又は915MHz zを超え960MHz z以下の周波数の電波を使用するもの</u></p> <p>(1)～(3) (同上)</p> <p>3～6 (同上)</p> <p>第13～第62 (同上)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(携帯無線通信を行う無線局等に係る経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則(以下「旧規則」という。)第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることとができる。</p>	

2 この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。